| 京浜 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （略） | | | | | | | |
| | 東京マーチス | とうきょうマーチス（TOKYO MARTIS） | 一三<br>一六 | 一二<br>一三<br>一四<br>二二<br>六九 | 常時 | 東京湾海上交通センター | 京浜港東京東航路、東京西航路、川崎航路、鶴見航路、横浜航路及び京浜運河に関すること（管制通報に関することに限る。）。 |
| （略） | | | | | | | |

備考

1　「チャンネル十二」は「Ｆ三Ｅ　一五六・六〇ＭＨｚ」、「チャンネル十三」は「Ｆ三Ｅ　一五六・六五ＭＨｚ」、「チャンネル十四」は「Ｆ三Ｅ　一五六・七〇ＭＨｚ」、「チャンネル一六」は「Ｆ三Ｅ　一五六・八〇ＭＨｚ」、「チャンネル二二」は「Ｆ三Ｅ　一五七・一〇ＭＨｚ」、「チャンネル六九」は「Ｆ三Ｅ　一五六・四七五ＭＨｚ」の周波数を示す。

2　（略）

| 京浜 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （略） | | | | | | | |
| | 横浜港内 | よこはまこうないほあん（YOKOHAMA HARBOR CAST GUARD RADIO） | 一六 | 一二 | 常時 | 東京湾海上交通センター | 京浜港東京東航路、東京西航路、川崎航路、鶴見航路、横浜航路及び京浜運河に関すること（管制通報に関することに限る。）。 |
| （略） | | | | | | | |

備考

1　「チャンネル十二」は「Ｆ三Ｅ　一五六・六〇ＭＨｚ」、「チャンネル一六」は「Ｆ三Ｅ　一五六・八〇ＭＨｚ」の周波数を示す。

2　（略）

**○海上保安庁告示第二号**

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十一条の規定に基づき、港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号及び港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年一月四日

海上保安庁長官　中島　敏

港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号及び港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号の一部を改正する告示

（港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部改正）

**第一条**　港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号（平成七年海上保安庁告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | |
|---|---|
| 別表<br>(1)・(2)　（略）<br>1～5　（略）<br>6　千葉港 | |
| 信号 | 文 |
| 2代・D | 千葉区第1区の中央ふ頭南東端から出洲ふ頭南西端まで引いた船以北の係留施設に向かって航行する。 |
| 2代・C | 千葉区第3区の中央ふ頭南側の係留施設に向かって航行する。 |
| 2代・S | 千葉区第3区の係留施設（中央ふ頭南側の係留施設を除く。）に向かって航行する。 |

| 改正前 | |
|---|---|
| 別表<br>(1)・(2)　（略）<br>1～5　（略）<br>6　千葉港 | |
| 信号 | 文 |
| 2代・1 | 千葉区第1区の中央ふ頭南東端から出洲ふ頭南西端まで引いた船以北の係留施設に向かって航行する。 |
| 2代・3 | 千葉区第3区の係留施設に向かって航行する。 |
| 2代・F・S | 船橋中央ふ頭南岸壁及び船橋中央ふ頭北岸壁のEからM岸壁に向かって航行する。 |